

平成十一年通商産業省令第六十二号

大規模小売店舗立地法施行規則

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第四条第二項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、大規模小売店舗立地法施行規則を次のように定める。

（用語）

この省令において使用する用語は、大規

模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）において使用する用語の例による。（店舗に附属する施設）

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 駐車場の位置及び収容台数

（大規模小売店舗の新設に関する届出）

二 駐輪場の位置及び面積

三 荷さばき施設の位置及び面積

四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五 駐車場の自動車の出入口の形式又は乗客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の乗客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行いう時間帯

八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間

十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

十一 夜間ににおいて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出

十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果

（大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類）

第四条 法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次とおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第

三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十三条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないと

き、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法によ

り行うものとする。

（変更の届出）

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

一大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行いうもの。

二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの。

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの。

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもののであって、増加後の店舗面積の合計が、次の又は口に掲げる場合に応じ当該又は口に掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの。

イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であつて、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計

二 前項の規定にかかるらず、法第六条第二項の変更の場合であつて、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほどんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行いうものとする。

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

して合理的と認められる手法により行うものとする。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の公告）

で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であつて、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比較して変化しないと都道府県が認めるものとする。

（廃止の届出）

第六条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（廃止の届出）

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令

で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であつて、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比較して変化しないと都道府県が認めるものとする。

（軽微な変更）

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと
- 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるものほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの
- (都道府県の意見等の公告)
- 第十四条 法第八条第三項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。
- (都道府県の意見に係る変更の届出等)
- 第十五条 法第八条第六項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。
- (都道府県の意見に係る変更の届出等)
- 第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。
- (都道府県の勧告等の公告)
- 第十七条 法第九条第三項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。
- (都道府県の勧告に係る変更の届出)
- 第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。
- (経過措置に係る届出)
- 第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。
- (承継)
- 第二十条 法附則第五条第一項(法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。
- (経過措置に係る届出)
- 1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。
- 2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五

## 附 則

### 様式第1(第3条関係)



第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附 則(平成二年一〇月六日通商産業省令第九一号)

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平成二年七月七日通商産業省令第一三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年一〇月三一日通商産業省令第九九号)抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二年七月七日通商産業省令第二七一号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二年七月七日通商産業省令第一二七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二年五月二八日経済産業省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年五月二八日経済産業省令第四二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年三月四日経済産業省令第二六六号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態によ

り説明会の開催が不可能であること

二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町

村の公報又は広報紙に掲載すること

二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

三 前二号に掲げるものほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

(都道府県の意見等の公告)

第十四条 法第八条第三項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十五条 法第八条第六項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

(都道府県の勧告等の公告)

第十七条 法第九条第三項の規定による公表は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認められる方法により行うものとする。

(都道府県の勧告に係る変更の届出)

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

(経過措置に係る届出)

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

(承継)

第二十条 法附則第五条第一項(法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

(経過措置に係る届出)

1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。

2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五

## 様式第2(第6条関係)

令発布実行日	年	月	日
令発布番号			
公報	年	月	日
実施済用印			

都道府県別実行年月  
令発布実行年月  
令発布番号  
公報年月日  
実施済用印

大規模小売店舗に係る法律6条第1項の規定により、下記のとおり掲げます。  
1. 大規模小売店舗の名称及び所在地  
2. 実施する事項  
(実施期)  
3. 実施の予定期  
(実施期)  
4. 実施する場所  
(場所)  
1. この掲載の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 伝統的習慣に反しないこと。

## 様式第3(第7条関係)

令発布実行日	年	月	日
令発布番号			
公報	年	月	日
実施済用印			

都道府県別実行年月  
令発布実行年月  
令発布番号  
公報年月日  
実施済用印

大規模小売店舗に係る法律6条第1項の規定により、下記のとおり掲げます。  
1. 大規模小売店舗の名称及び所在地  
2. 実施する事項  
(実施期)  
3. 実施の予定期  
(実施期)  
4. 実施する場所  
(場所)  
1. この掲載の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2. 伝統的習慣に反しないこと。

令和元年月日	年 月 日
令和元年新号	
令譲	者

大根橋小売店舗立替請求書 年 月 日

販売料金及び原価の差額を算定により、下記のとおり算出します。  
記

- 大根橋小売店舗の名称及び所在地
  - 大根橋小売店舗内の商品の品目別数量の合計
  - 大根橋小売店舗内の商品の品目別単価の合計
  - 大根橋小売店舗の外取扱いの取扱量の合計500ザメタク(法規上本店の規定により外取扱いの取扱量が500ザメタク未満の場合は、当該店の取扱量)
  - 支拂うる金額
- (備考) 1. この根の大きさは、日本二葉選抜A4とすること。  
2. 他の外取扱いなし。

令和元年月日	年 月 日
令和元年新号	
令譲	者

根出荷変更請求書 年 月 日

販売料金及び原価の差額を算定により、下記のとおり算出します。  
記

- 大根橋小売店舗の名称及び所在地
  - 支拂うる金額
  - (交付料)
  - 支拂うる金額
- (備考) 1. この根の大きさは、日本二葉選抜A4とすること。  
2. 他の外取扱いなし。

令和元年月日	年 月 日
令和元年新号	
令譲	者

根出荷変更請求書 年 月 日

販売料金及び原価の差額を算定により、下記のとおり算出します。  
記

- 大根橋小売店舗の名称及び所在地
  - 支拂うる金額
  - (交付料)
  - 支拂うる金額
- (備考) 1. この根の大きさは、日本二葉選抜A4とすること。  
2. 他の外取扱いなし。

令和元年月日	年 月 日
令和元年新号	
令譲	者

根出荷変更請求書 年 月 日

販売料金及び原価の差額を算定により、下記のとおり算出します。  
記

- 大根橋小売店舗の名称及び所在地
  - 大根橋小売店舗の開業日、令和元年1月1日を基準とした者の氏名又は名前
  - 大根橋小売店舗の開業日、令和元年1月1日を基準とした者の氏名又は名前
  - 大根橋小売店舗の開業日、令和元年1月1日を基準とした者の氏名又は名前
  - 大根橋小売店舗の開業日、令和元年1月1日を基準とした者の氏名又は名前
  - 大根橋小売店舗の開業日、令和元年1月1日を基準とした者の氏名又は名前
- (備考) 1. この根の大きさは、日本二葉選抜A4とすること。  
2. 他の外取扱いなし。  
3. 他の外取扱いなし。

様式第8(第20条関係) (平成26年4月1日版)
令和元年月日 年 月 日 令和元年月日 年 月 日 令和元年月日 年 月 日

大便権小便施設の利用についての命令の変更申請書類

令和元年月日 年 月 日

郵送料金免除

氏名又は商号及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大便権小便施設の利用者登録番号(登録番号と並んで使用する  
場合を含む)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大便権小便施設の名称及び所在地

2 变更しようとする事項

① 延長期間

3 变更する年月日

4 以下に該当するものうち、上記の変更によるもの以外の事項

① 大便権小便施設の所有者名又は運営会社の名称及び法人に  
あつては代表者の氏名

② 大便権小便施設内に設置する公衆トイレの台数

③ 大便権小便施設内に設置する公衆トイレに関する事項

④ 施設構造の変更及び設備変更

⑤ 施設構造の変更及び設備変更

⑥ 施設構造の変更及び設備変更

⑦ 大便権小便施設の運営の運営方法に関する事項

⑧ 大便権小便施設の運営の運営方法に関する事項

⑨ 施設構造の変更及び法人の名称及び住所

⑩ 施設構造の変更及び法人の名称及び住所

(備考) 1 うがい池の水を飲むことはしてはいけないことを明確化することをなす。

2 他の内容は記載しない。